

通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業契約書

様（以下「利用者」といいます）と医療法人 純正会 デイサービスセンター太陽・高蔵寺（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から利用者の要介護認定の有効期間満了までとします。
2. 契約満了の7日までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約する事ができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約する事ができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約する事ができます。
3. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が、事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為、迷惑行為を行った場合。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡された場合
 - ④ 事業者が事業を中止した場合

第4条（守秘義務）

事業者は業務上知り得た利用者の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。ただし利用者のサービス提供に関わる居宅介護支援事業者、サービス事業者、主治医や行政機関に対しては、サービスを円滑に実施するため、情報提供する場合がありますのでご了解下さい。

第5条（損害賠償）

事業者は損害賠償保険に加入し、事業者の責めに帰する事故、損害について損害の程度、過失割合に応じて、保険の範囲内（対人対物賠償5千万円）で補償を行います。

第6条 (苦情处理)

事業者のサービスについて苦情、要望があればお気軽にお聞かせ下さい。誠実に対処いたします。またサービスに対する苦情、相談は契約している介護支援専門員、市町村の窓口に申し出ていただいても結構です。

第7条（その他利用者の遵守事項）

1. 介護保険証の更新や内容に変更のあった場合には速やかにお知らせ下さい。
2. 利用日時の変更、キャンセルは事前にお知らせ下さい。特に当日送迎時にキャンセルされた場合については、食材料費について実費（700円）を申し受けさせていただくことがあります。
3. 送迎の約束時間は天候、交通事情等により多少前後することがありますのでご了解下さい。
4. 入浴、リハビリについては利用者の当日の体調によっては中止させていただく場合があります。
5. 悪天候、自然災害、その他事業者側のやむを得ない事情によりサービス提供ができない場合もありますので、あらかじめご了解下さい。

第8条（本契約に定めのない事項）

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者 **＜事業者名＞ 医療法人 純正会 デイサービスセンター太陽・高蔵寺**
(事業者番号 2372501771 号)

＜住 所＞春日井市藤山台3丁目1番地の3

<代表者> 理事長 山 本 純 印

利用者 <住所>

＜氏名＞

(代理人) <住所>

< 氏 名 > _____ 印

続柄